

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料表

令和3年4月1日現在

低炭素建築物新築等計画の認定申請にあたっての手数料等は下記のとおりです。

認定申請に先立ち、登録住宅性能評価機関等による技術的審査を受けた場合は、申請手数料が減額されます。

表1

住宅の種類・戸数		認定申請手数料	
		適合証あり	適合証なし
住宅用途を含む建築物の住戸部分 ・住戸認定 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分のみ)	一戸(戸建てを含む)	5,000円	38,000円
	1戸を超え5戸以内	10,000円	66,000円
	5戸を超え10戸以内	18,000円	96,000円
	10戸を超え25戸以内	31,000円	140,000円
	25戸を超え50戸以内	52,000円	203,000円
	50戸を超え100戸以内	94,000円	301,000円
	100戸を超え200戸以内	149,000円	411,000円
	200戸を超え300戸以内	188,000円	539,000円
300戸を超え	201,000円	633,000円	

※適合証あり 次のいずれかに該当する書類が提出された場合とします。

①住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合

- ・登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

②①以外の建築物が認定対象の場合

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

③住宅の品質確保の促進に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すのに限る。)の写し

表2(適合証あり)

建築物の種類・床面積	認定申請手数料	
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	10,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	19,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	31,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	94,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	149,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	188,000円
	25,000㎡を超え	235,000円

表3(適合証なし)

建築物の種類・床面積	認定申請手数料	
共同住宅の共用部分 ・住棟認定 ・複合建築物認定	300㎡以内	111,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	145,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	192,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	303,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	394,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	474,000円
	25,000㎡を超え	553,000円

表4(適合証なし)

建築物の種類・床面積	認定申請手数料	
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	250,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	317,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	412,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	591,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	731,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	867,000円
	25,000㎡を超え	989,000円

表5(モデル建物法によって基準への適合を確認した場合)

建築物の種類・床面積	認定申請手数料	
モデル建物法により評価した場合 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	91,000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	118,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	158,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	259,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	343,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	414,000円
	25,000㎡を超え	486,000円

認定の申請に併せて建築基準関係規定適合審査(確認申請)を申し出る場合は、表6の額が加算されます。

なお、当該申請に係る建築物が構造計算適合性判定を必要とするものである場合は、併せて表7の額が加算されます。

表6(併せて確認申請を受ける場合)

建築物の床面積	審査手数料
30㎡以内	7,000円
30㎡を超え100㎡以内	14,000円
100㎡を超え200㎡以内	24,000円
200㎡を超え500㎡以内	31,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	58,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	78,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	235,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	420,000円
50,000㎡を超え	777,000円
昇降機が含まれる場合	審査手数料
昇降機 1機ごと	14,000円
小荷物昇降機 1機ごと	5,000円
(計画変更) 昇降機 1機ごと	7,000円
(計画変更) 小荷物昇降機 1機ごと	4,000円

表7(確認申請を受ける建築物が構造計算適合性判定を要する場合)

建築物の床面積	大臣認定プログラム	
	使用する場合	使用しない場合
1,000㎡以内	120,700円	174,600円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	150,400円	232,900円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	164,700円	267,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	208,700円	352,800円
50,000㎡を超え	353,900円	648,700円

●低炭素建築物新築等計画の認定に関するお問い合わせ・申請窓口は
草加市都市整備部建築安全課
TEL : 048-922-1949
FAX : 048-922-3148

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料表 令和3年4月1日現在

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請にあたっての手数料等は下記のとおりです。
変更認定申請に先立ち、登録住宅性能評価機関等による技術的審査を受けた場合は、申請手数料が減額されます。

表 1

住宅の種類・戸数		変更認定申請手数料	
		適合証あり	適合証なし
住宅用途を含む建築物の住戸部分 ・住戸認定 ・住棟認定 ・複合建築物認定 (住戸部分のみ)	一戸(戸建てを含む)	2.500円	19.000円
	1戸を超え5戸以内	5.000円	33.000円
	5戸を超え10戸以内	9.000円	48.000円
	10戸を超え25戸以内	15.500円	70.000円
	25戸を超え50戸以内	26.000円	101.500円
	50戸を超え100戸以内	47.000円	150.500円
	100戸を超え200戸以内	74.500円	205.500円
	200戸を超え300戸以内	94.000円	269.500円
300戸を超え	100.500円	316.500円	

※適合証あり 次のいずれかに該当する書類が提出された場合とします。
①住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合
・登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
②①以外の建築物が認定対象の場合
・登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
③住宅の品質確保の促進に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すのに限る。)の写し

表 2 (適合証あり)

建築物の種類・床面積	変更認定申請手数料	
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	5.000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	9.500円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	15.500円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	47.000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	74.500円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	94.000円
	25,000㎡を超え	117.500円

表 3 (適合証なし)

建築物の種類・床面積	変更認定申請手数料	
共同住宅の共用部分 ・住棟認定 ・複合建築物認定	300㎡以内	55.500円
	300㎡を超え1,000㎡以内	72.500円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	96.000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	151.500円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	197.000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	237.000円
	25,000㎡を超え	276.500円

表 4 (適合証なし)

建築物の種類・床面積	変更認定申請手数料	
住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	125.000円
	300㎡を超え1,000㎡以内	158.500円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	206.000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	295.500円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	365.500円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	433.500円
	25,000㎡を超え	494.500円

表 5 (モデル建物法によって基準への適合を確認した場合)

建築物の種類・床面積	変更認定申請手数料	
モデル建物法により評価した場合 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物 ・住棟認定 ・複合建築物認定(住戸部分を除く。) ・非住宅建築物認定	300㎡以内	45.500円
	300㎡を超え1,000㎡以内	59.000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	79.000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	129.500円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	171.500円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	207.000円
	25,000㎡を超え	243.000円

認定の申請に併せて建築基準関係規定適合審査(確認申請)を申し出る場合は、表6の額が加算されます。
なお、当該申請に係る建築物が構造計算適合性判定を必要とするものである場合は、併せて表7の額が加算されます。

表 6 (併せて確認申請を受ける場合)

建築物の床面積	審査手数料
30㎡以内	7.000円
30㎡を超え100㎡以内	14.000円
100㎡を超え200㎡以内	24.000円
200㎡を超え500㎡以内	31.000円
500㎡を超え1,000㎡以内	58.000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	78.000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	235.000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	420.000円
50,000㎡を超え	777.000円
昇降機が含まれる場合	審査手数料
昇降機 1機ごと	14.000円
小荷物昇降機 1機ごと	5.000円
(計画変更) 昇降機 1機ごと	7.000円
(計画変更) 小荷物昇降機 1機ごと	4.000円

表 7 (確認申請を受ける建築物が構造計算適合性判定を要する場合)

建築物の床面積	大臣認定プログラム	
	使用する場合	使用しない場合
1,000㎡以内	120.700円	174.600円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	150.400円	232.900円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	164.700円	267.000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	208.700円	352.800円
50,000㎡を超え	353.900円	648.700円

●低炭素建築物新築等計画の認定に関するお問い合わせ・申請窓口は
草加市都市整備部建築安全課
TEL : 048-922-1949
FAX : 048-922-3148